

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18m
40 1 2 3 4 5

始
◀

新潟醫科大學一覽

自大正十四年
至大正十五年

287
8

287-8

新潟医科大学一覽

至大正十五年

目次



- 沿革略
- 大學ニ關スル法令
- 大學令
- 大學規程
- 大學特別會計法
- 官立
醫科大學官制

學位令

新潟醫科大學學位規程

目次

○官立大學長職務規程

大正
14.9.8.

寄贈

一頁
七頁
二頁
七頁
二頁
二六頁
二九頁
三二頁

寄贈本

○新潟醫科大學職員

三四頁

○新潟醫科大學規程

四三頁

第一章 學期及休業

四三頁

第二章 授業學科目

四四頁

第三章 入學、休學、退學、轉學及除籍

四八頁

第四章 試問及卒業

五一頁

第五章 試驗手數料、入學料及授業料

五四頁

第六章 服裝

五六頁

第七章 懲戒

五六頁

第八章 外國學生

五七頁

第九章 專攻生

五九頁

○新潟醫科大學副手規程

六〇頁

○新潟醫科大學研究科規程

○新潟醫科大學附屬醫院規程

六三頁

看護婦養成科規則

六四頁

產婆養成科規則

七〇頁

○新潟醫科大學圖書館規程

七六頁

○新潟醫科大學獎學資金

七九頁

○新潟醫科大學學生

八〇頁

○新潟醫科大學研究科學生

八五頁

○新潟醫科大學專攻生

八六頁

○新潟醫科大學學生道府縣別人員表

八八頁

新潟醫科大學學友會會則

九三頁

舊卒業生元新潟醫學專門學校及元新潟醫科大學附屬醫學專門部

新潟醫科大學平面圖

○沿革略

新潟医科大学ハ大正十一年三月三十一日勅令第百四十三號ニ依リ同年四月一日開設セラレタル官立医科大学ニシテ元新潟医学専門學校ノ組織ヲ變更シテ成レルモノナリ

今其沿革ヲ略叙スレハ明治四十三年三月勅令第六十七號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正セラレ同年四月一日新潟醫學専門學校ノ設置トナリ次テ七月一日附屬醫院ヲ開始シ一般患者ヲ診療ス而シテ附屬

醫院ハ市立新潟病院ノ後身ニシテ後者ハ明治三年地方ノ有志者ニヨ

リテ始メテ設立セラレタル共立病院ニ濫觴ベ

明治六年共立病院廢止セラレ六月假病院ヲ開設シ次テ第一區協立病

院ト稱シ醫學生徒ヲ養成ス

同九年縣立病院ト改稱セラル

同十年三月第一回卒業生二十二名ヲ出タシ 六月竹山屯縣立病院長

○沿革略

ヲ命セラル

二

同十一年九月聖駕東北御巡幸ニ際シ臨幸ノ榮ヲ辱フシ眼病豫防費トシテ金壹千圓及優等生拾名ニ賞金ヲ下賜セラル

同十二年六月新潟醫學校ト改稱セラレ縣立病院ヲ其附屬病院トナス同十三年八月山崎元修新潟醫學校長ヲ竹山屯附屬病院長ヲ命セラル同十六年二月文部省令醫學校通則ニ基キ甲種醫學校ノ組織ニ改メ病院長以下ノ名稱ヲ廢シ新潟醫學校教師ヲ以テ醫員ヲ兼任セシム四月學校長山崎元修辭任竹山屯學校長心得ヲ命セラレ次テ諸規則ヲ改正シ甲種醫學校トナシ藥學校ヲ併置ス

同十八年四月新潟醫學校附屬產婆教場ヲ附屬產婆學校ト改稱ス

同二十一年勅令ヲ以テ縣立醫學校廢止セラレ新潟區ハ其附屬病院ヲ繼承シ新潟區病院ト改稱ス 四月醫學士長谷川寛治病院長ヲ醫學士池原康造副院長ヲ命セラル

同二十二年市制施行ト共ニ市立新潟病院ト改稱セラル

同二十三年一月院長醫學士長谷川寛治辭職副院長醫學士池原康造院長ヲ命セラル

同四十三年四月新潟醫學專門學校ノ設置ニ際シ醫學士池原康造同校教授ニ任せラレ學校長事務取扱ヲ命セラル而シテ市立新潟病院ハ其土地建物ヲ學校ニ貸與シ器具器械類ヲ譲リ渡シ六月三十日廢院セラレ同時ニ新潟醫學專門學校教授醫學博士富田忠太郎附屬醫院長ニ補セラレ七月一日附屬醫院ヲ開始ス

同四十四年四月新潟醫學專門學校長事務取扱醫學士池原康造學校長兼教授ニ任せラル 同月教授醫學博士富田忠太郎依願免官 五月醫學博士池田廉一郎教授ニ任せラレ附屬醫院長ニ補セラル

大正三年九月教授醫學博士池田廉一郎附屬醫院長ヲ辭シ教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ヲ命セラル 十一月第一回卒業生五拾壹名ヲ

送ル

四

同五年十二月學校長醫學士池原康造死去 教授醫學博士池田廉一郎
學校長事務取扱ヲ命セラル

同六年一月學校長事務取扱醫學博士池田廉一郎學校長兼教授ニ任セ
ラル

同十年四月以降新潟醫學專門學校入學生徒ノ募集ヲ停止ス

同十一年三月官立醫科大學官制ノ公布ト共ニ勅令第百四十二號ヲ以
テ文部省直轄學校官制改正セラレ 同月三十一日限り新潟醫學專門學
校ノ名稱廢止セラル 四月一日新ニ新潟醫科大學開設セラレ 附屬醫
院及附屬醫學專門部ヲ之ニ併置シ職員ノ定員ヲ定メ即日醫學博士池
田廉一郎新潟醫科大學長兼教授ニ任セラレ 附屬醫學專門部主事ニ補
セラル而シテ元新潟醫學專門學校教授ハ新潟醫科大學教授及附屬醫
學專門部教授ニ任セラレ 教授醫學博士澤田敬義附屬醫院長ニ補セラ

ル 同月新潟醫科大學學則ヲ制定シ高等學校高等科理科卒業生ニ入
學ヲ許可シ次テ第二次募集ヲ行ヒ高等學校高等科理科卒業生同文科
卒業生ハ無試驗ニテ醫學專門學校卒業生及同三、四年級在學生徒ハ入
學試驗ニ依リ補缺入學ヲ許可セラル

同十二年三月大學長醫學博士池田廉一郎歐米出張中教授醫學博士澤
田敬義大學長事務代理及附屬醫學專門部主事代理ヲ命セラル 同月
三十日勅令第九十三號ヲ以テ官立醫科大學官制改正セラル 四月入
學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學ヲ許可セラル

同十三年三月教授醫學博士澤田敬義歐米出張中教授醫學博士岩川克
輝附屬醫院長事務代理ヲ命セラル 同月規程第七條中大學豫科修了
者ノ一項ヲ加フ 四月入學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學
ヲ許可セラル 四月二十二日勅令第九十四號ヲ以テ新潟醫科大學附
屬醫學專門部ヲ廢止セラル

○沿革略

五

同十四年三月大學長醫學博士池田廉一郎依願免官教授醫學博士澤田敬義大學長兼教授ニ任セラル同月教授醫學博士岩川克輝附屬醫院長ニ補セラル三月規程第十條但書中四月十五日ヲ四月五日ニ改メ第二十八條中第七條第三項ヲ第七條第四項ニ改メ第三十條授業料一學年金七拾五圓ヲ一學年金百圓ニ改メ第四十九條及第五十條削除セラル四月入學生第二次募集ヲ行ヒ前年ノ如ク補缺入學ヲ許可セラル六月產婆養成科規則第十二條ノ一給費生ハ卒業後満六ヶ月間新潟醫科大學ニ勤務スル義務アルモノトスヲ追加セラル

○大學ニ開スル法令

大學令

(大正七年十二月五日勅令第三百八十八號)

第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學トナスコトヲ得

第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ
學部ハ法學醫學工學文學理學農學經濟學及商學ノ各部トス
特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得

數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科間ノ聯絡協調ヲ期スル
○大學ニ開スル法令 大學令

爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得

第四條 大學ハ帝國大學其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト爲スコトヲ得

第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道及府縣ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少ナクトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財產ヲ有スルコトヲ要ス

基本財產中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
學部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル者高等學校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス 入學ノ順位ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得

前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認メタルモ

ノトス

第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得
大學豫科ニ於テハ高等學校高等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲
スヘシ

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年又ハ二年トス

修學年限三年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學
年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ
學力アリト認メラレタル者トス

修業年限二年ノ大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校ヲ卒業
シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリ
ト認メラレタルモノトス

第十四條 大學豫科ノ設備編制教員及教科書ニ付テハ高等學校高等
科ニ關スル規程ヲ準用ス

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年
當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之
ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立
大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徵シ檢閱ヲ行
ヒ其他監督上必要ナル命令ヲナスコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ
除クノ外大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字
ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

一三

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規定ヲ適用セス

大學規程

大正八年三月二十九日(大正八年十二月改正 文部省令第三十九號)

第一條 公立又ハ私立ノ大學ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

一 大學ノ名稱

二 學部ノ種類及名稱

三 大學院及大學豫科ノ設否

四 學則

五 位置及校地

六 校舍ノ圖面及建設ノ設計

七 各學部及大學豫科在學者定數

八 各學部專任教員數

九 學部學科又ハ大學豫科開設ノ期日

十 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並ニ附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲用水ノ定性分析表ヲ添付スヘシ

第一項各號ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條 公立又ハ私立ノ大學ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及在學者ノ處分ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ學部ノ廢止ニ付亦同シ

第三條 大學ハ其ノ目的及規模ニ應シ教授上及研究上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四條 學部ノ入學ニ關シ高等學校高等科ヲ卒リタル者ト同等以上ノ學力アリト認ムヘキ者ハ當該大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第五條 高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム
 一 專門學校入學者検定規程ニ依ル試驗検定ニ合格シタル者
 二 文部大臣ニ於テ一般專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者
 三 文部大臣ニ於テ特種ノ專門學校ノ入學ニ關シ中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

前項第三號ニ該當スル者ノ進入シ得ヘキ大學ノ學部又ハ學科ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 大學ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學部ニ入學スル資格ヲ有スル者ニ就キ入學ノ順位ヲ定ムルコトヲ得

第八條 同順位ニ在ル學部入學志願者ノ數收容シ得ヘキ人員ニ超過スル場合ニ於テ行フヘキ選拔ノ方法ニ關シテハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第九條 大學令第十八條ノ規定ニ依リ教員ノ採用ニ付文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ申請書ニ擔任學科目ヲ記載シ本人ノ履歷書及戸籍抄本ヲ添付スヘシ

第十條 大學ハ教育上必要ト認メタルトキハ在學者ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十一條 學則中ニ規定スヘキ事項凡左々如シ

- 一 學部及大學豫科ノ學科課程ニ關スル事項
 - 二 研究科及大學院ニ關スル事項
 - 三 學部ノ在學年限並大學豫科ノ修業年限ニ關スル事項
 - 四 學士ノ稱號ニ關スル事項
 - 五 試驗並課程修了ノ認定ニ關スル事項
 - 六 學年、學期及休業日ニ關スル事項
 - 七 入學、退學及懲戒ニ關スル事項
 - 八 授業料、入學料等ニ關スル事項
- 第十二條 大學ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

- 一 學則及敎授時間配當表
- 二 職員ノ名簿及履歷書
- 三 在學者學籍簿及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四 試験ノ問題及成績表

在學者學籍簿ニハ在學者ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日及試驗合格ノ年月日、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第十三條 私立ノ大學ニ關シ文部大臣ニ提出スヘキ文書ハ地方長官ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大學特別會計法

(大正十年三月二十九日 法律第十一號) (大正十三年七月二十二日改正 法律第九號)

第一條 帝國大學ハ各別ニ其ノ他ノ官立大學ハ之ヲ通シテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府ノ支出金資金ヨリ生スル收入授業料寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歲出ニ充テシム

第二條 前條ノ政府支出金ハ東京帝國大學ニ在リテハ毎年度二百九十八萬參千參拾七圓、京都帝國大學ニ在リテハ毎年度百八拾萬五千九百六拾壹圓トシ其ノ他ノ帝國大學及官立大學ニ在リテハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルヘシ

東京帝國大學ニ在リテハ前項ノ金額ノ外航空ニ關スル研究ノ費用ニ充ツル爲必要ナル金額ヲ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルコトヲ得

第三條 各帝國大學及官立大學ノ資金ハ政府ヨリ交付シ又ハ他ヨリ寄附シタル動産及不動産並歳入殘餘ヨリ成ル但シ官立大學ニ在リテハ第七條ノ施行豫算ノ歳入殘餘ニシテ資金ニ編入シタルモノハ官立大學每ニ區分シ之ヲ整理スヘシ

第四條 大學ノ歳出ニ充ツル爲必要アルトキハ其ノ資金ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得

ルコトヲ得

第五條 政府ハ毎年各帝國大學及官立大學ノ特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調成シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條 大學特別會計ノ豫算中ニハ豫備費ヲ設クヘシ但東北帝國大學、九州帝國大學、北海道帝國大學及官立大學ノ特別會計豫算ニ在リテハ此ノ限りニ在ラス

第七條 文部大臣ハ歲入歳出豫算決定ノ後豫備費ヲ除クノ外各大學毎ニ歲入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長又ハ學長ヲシテ之ヲ施行セシムヘシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項以外ノ者ヲシテ歲入歳出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第八條 大學ニ於テ外國ヨリ直接ニ圖書、機械、標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條 寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第十條 奨學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學ニ交付シ總長又ハ學長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

第十一條 委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十二條 官立大學ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セサルニ至リタルトキハ當該大學ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條 大學特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 官立大學ノ創設費ハ第一條ノ規定ニ拘ラス一般會計ノ所屬トス

第十五條 官立大學特別會計ノ設置及官立大學ノ創設ニ付一般會計及學校圖書館特別會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ大正十年度ヨリ之ヲ施行ス

帝國大學特別會計法及大正七年法律第四號ハ之ヲ廢止ス但シ大正九年度分ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

他ノ法律ニ於テ帝國大學特別會計法トアルハ大學特別會計法トス(以下略ス)

官立醫科大學官制

大正十一年三月三十一日
勅令第二百四十三號

(大正十二年三月三十日改正)
勅令第二百四十三號
(大正十三年四月二十一日改正)
勅令第二百三十四號
(大正十四年五月二十九日改正)
勅令第二百三十九號
(大正十四年四月一日改正)
勅令第七十九號

第一條 官立醫科大學ハ左ノ如シ

○大學ニ關スル法令

大學特別會計法

新潟医科大学

岡山医科大学

千葉医科大学

金澤医科大学

長崎医科大学

第二條 官立医科大学ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教授

事務官

學生監

助手

書記

第三條 大學長ハ勅任トス文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立医科大学一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

大學長ハ高等官ノ進退ニ關シテハ文部大臣ニ具狀シ判任官ニ關シテハ之ヲ専行ス

第四條 教授ハ奏任又ハ勅任トス學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ奏任トス教授ヲ助ヶテ授業及實驗ニ從事ス

第六條 事務官ハ奏任トス大學長ノ命ヲ承ケ庶務會計ヲ掌理ス

第七條 學生監ハ教授又ハ助教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ學生ノ監督ニ關スル事ヲ掌ル

第八條 助手ハ判任トス教授又ハ助教授ノ指揮ヲ承ケ學術ニ關スル職務ニ服ス

第九條 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ從事ス

第十條 大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第十一條 官立医科大学ハ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス
大學長ハ教授會ヲ召集シ其ノ議長ト爲ル

第十二條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第十三條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授又ハ講師ヲ教授
會ニ列席セシムルコトヲ得

第十四條 官立医科大学ニ附屬醫院ヲ置ク
附屬醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

醫院長

藥局長

藥劑手

看護長

第十五條 醫院長ハ教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ監督ヲ
承ケ醫院ノ事務ヲ掌理ス

第十六條 藥局長ハ奏任トス醫院長ノ監督ヲ承ケ醫院藥局ノ事務ヲ
掌理ス

第十七條 藥劑手ハ判任トス藥局長ノ指揮ヲ承ケ醫院藥局ニ關スル
職務ニ服ス

第十八條 看護長ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ醫院ニ於ケル看護ニ關
スル職務ニ服ス

第十九條 千葉醫科大學金澤醫科大學及長崎醫科大學ニ附屬藥學專
門部ヲ置ク

専門部ニ教授及助教授ヲ置ク

○大學ニ關スル法令 官立医科大学官制

教授ハ奏任助教授ハ判任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

専門部ニ主事ヲ置ク専門部教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス大學長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督シ生徒ノ訓育ヲ掌ル
第二十條 官立医科大学附屬醫院及附屬醫學専門部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

第二十一條 官立医科大学ニ功勞アリ又ハ學術上効績アル者ニハ勅旨ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトアルヘシ

別表略ス

附 則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス（以下略ス）

○學位

學位令 大正九年七月六日 勅令第二百號

第一條 學位ハ博士トス

第二條 學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス

第三條 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四條 學位ヲ授與セラルヘキ者ハ大學學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教授會ノ審查ニ合格シタル者又

ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ學部教員會ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス

第五條 學部教員會ハ前條ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得

第六條 大學ニ於テ學位授與ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添付スヘシ

第七條 學位ヲ授與セラレタル者ハ授與ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ但シ學位授與前既ニ印刷公表セラレ

タルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相當ナラスト認メタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 大學ハ論文ノ審査ニ付手數料ヲ徵收スルコトヲ得

第九條 學部教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他學位ニ關スル規程ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ大學ニ於テ學位ニ關スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ取消スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四號學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止ス但シ舊令ニ依リ授與シタル學位ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタル者ニ對シテハ舊令ニ依

リ學位ヲ授與ス

舊令ニ依ル學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ文部大臣其ノ學位ヲ褫奪ス

新潟醫科大學學位規程

第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ醫學博士トス

第二條 本學研究科ニテ二年以上研究ニ從事シタルモノハ其研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出シ學位ヲ請求スルコトヲ得
前項ニ該當セサル者ニシテ學位ヲ請求セントスル者ハ履歷書ヲ添ヘ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

第三條 學位請求論文ハ自著一篇(三)通トス 但シ参考トシテ他ノ論文ヲ附加スルコトヲ得
論文ハ之ヲ返付セス

第四條 第二條第二項ニヨリ學位ヲ請求スル者ハ審査手數料金百圓

ヲ納付スヘシ

既納ノ料金ハ之ヲ返付セス

第五條 提出セラレタル論文ハ學長之ヲ本學教授會ノ審查ニ付ス
 第六條 本學授授會ハ審查ニ付セラレタル論文ニ就キ教授中ヨリ二
 名以上ノ委員ヲ選定シテ之ヲ調査セシム、但必要アリト認メタル時
 ハ助教授又ハ講師ヲ以テ委員ニ充ツルコトヲ得調査ニ必要アル時
 ハ論文ノ譯文又ハ標本等ヲ提出セシメ場合ニヨリテハ試問ヲ行フ
 コトアルヘシ

第七條 調査委員ハ一ヶ年以内ニ論文ノ要旨ヲ記録シ調査ノ結果ヲ
 教授會ニ報告スルモノトス、但特別ノ事情アル時ハ教授會ノ議決ニ
 ヨリ調査期間ヲ延長スルコトヲ得

第八條 學位授與ノ決定ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ無
 記名投票ニ依リ出席教授三分二以上ノ賛成アルコトヲ要ス

海外旅行中ノ教授ハ前項ノ數ニ算入セス

第九條 本學ヨリ學位ヲ教與セラレタル者ニシテ其榮譽ヲ汚辱スル
 行爲アリタル時ハ學長ハ教授會ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學
 位ノ授與ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム
 教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ在職教授ノ三分二以上出席シ
 其四分三以上ノ同意アルコトヲ要ス
 前條第二項ノ規程ハ此場合ニセ準用ス

第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位記	道府縣	氏名
○學位 新潟醫科大學學位規程	新潟醫科大學印	新潟醫科大學印

官立大學長職務規程

三三

文部省訓令

大正九年四月二十一日

- 第一條 高等官ノ除服、出仕、暇願及高等官任地外居住、他官廳其ノ他ノ事業囑託ニ應スルノ願及高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ大學長ノ判行ニ任ス
- 第二條 大學長ハ高等官ニ事務分課ヲ命スルコトヲ得
- 第三條 大學長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得
- 第四條 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ
- 第一 學科課程ノ設定及變更ニ關スルコト
- 第二 規則ノ設定及變更ニ關スルコト
- 但シ既定規則ノ範圍内ニ於テ其ノ細則ヲ設クルハ此ノ限ニアラス
- 第三 授業料試験料其ノ他諸收入金ノ定率ヲ定ムルコト
- 第四 外國人ヲ雇入レ其ノ契約ヲ定メ若ハ契約期間内ニ雇ヲ止ムルコト
- 第五 歳入歳出豫算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ヲ棄却スルコト
- 第六 學科課程ニ關係シ又ハ規則ノ設定變更ヲ要スル事項ヲ條件トスル寄附ヲ受クルコト
- 第七 八日以上臨時休業スルコト
- 第八 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ處理スルコト

○新潟医科大学職員

(大正十四年七月末日現在)

三四

大學長
事務官
學生監

醫學博士 澤田敬義 新潟

小川爲造 東京

教授 醫學博士 高橋明山梨

庶務課

會計課

課長

事務官 小川爲造 東京

書記 吉田松平 新潟

書記 佐藤幸 新潟

書記 山本助作 新潟

書記 根布種次郎 新潟

館長

圖書館

教授

內科學

病理學 病理解剖學

醫化學

小兒科學

細菌學 痘生學

眼科學

內科學

皮膚科學

泌尿器科學

新潟醫科大學職員

(歐米出張中)

大學長

醫學博士 澤田敬義 新潟

教授

醫學博士

書記 清川陸男 新潟

宮路重嗣 新潟

川村麟也 山梨

岩川元三 新潟

江北元三 重

川克輝 青森

宮路重嗣 新潟

熊谷直樹 長野

永忠司 新潟

高橋明山梨

法醫學	精神病學
產科學 婦人科學	生理學
解剖學	整形外科學
藥物學	助教授
外科學	外科學
內科學	內科學
解剖學	解剖學
衛生學	衛生學
外科學	外科學

(在外研究中)	醫學博士	中田 瑞穂	藤原 敏悅	醫學博士
(在外研究中)	醫學士	濱口 一郎	上野 道故	醫學士
	及川 真崎	横田 武三	中村 隆治	醫學士
	石塚 健夫	佐賀 群馬	新潟	醫學士
	周宮城	和歌山	新潟	醫學士
	生長野	新潟	新潟	醫學士

內科學	病理學	病理解剖學
精神病學	解剖學	
皮膚科學	泌尿器科學	
醫化學		
レントゲン學		
講師		
耳鼻咽喉科學		
外科學		
產科學 婦人科學		
助手		
解剖學		

○新潟醫科大學職員

醫學士 柴田 經一郎	京都	醫學士 柴田 經一郎	京都
醫學博士 山口 正道	長野	醫學博士 山口 正道	長野
醫學士 福井 謙一大阪		醫學士 福井 謙一大阪	
島村 司 新潟		島村 司 新潟	
小野塙 彌新潟		小野塙 彌新潟	
醫學士 有山 登 東京		醫學士 有山 登 東京	
醫學士 田宮 知耻 夫廣島		醫學士 田宮 知耻 夫廣島	
醫學士 西端 駿一 東京		醫學士 西端 駿一 東京	
池田 廉一郎 滋賀		池田 廉一郎 滋賀	
三林 隆吉 石川		三林 隆吉 石川	

解剖學
藥物學
解剖學
法醫學
衛生學
衛生學
病理學
病化學
生理學
衛生學
衛生學
藥物學

醫學士 梶村 正義 兵庫
醫學士 伊藤 一山 梨
醫學士 鈴木 清 兵庫
醫學士 濁川 加妙太郎 新潟
三浦 浩友 德島
高泉 正暉 愛媛
田中 修二 新潟
廣川 護 新潟
櫻井 虎雄 群馬
寺本 太郎 市和歌山
山田 信保 福井
永田 彥四郎 長賀

醫化學
附屬醫院
醫化學
細菌學
細菌學

藥物學

醫化學

細菌學

衛生學

衛生學

藥物學

教授

醫學博士

古谷 淳 茨城

藥學士

岩川 克輝

青森

岩城 惠伍 新潟

赤井 貞一 新潟

丹羽 七次郎 新潟

廣神 伊藤 群馬

竹之内 長四郎 新潟

益子 成徳 茨城

大塚 憲治 鳥取

三條 英一 新潟

助 手

醫院長

藥局長

內科學

外科學

內科學

耳鼻咽喉科學

皮膚科學 泌尿器科學

精神病學

眼科學

小兒科學

整形外科學
外科學
耳鼻咽喉科學
皮膚科學 泌尿器科學
內科學
產科學 婦人科學
精神科學
內科學
眼科學
小兒科學
藥劑手

伊藤遷三 岩手
佐藤正男 新潟
伊積政雄 新潟
齋藤虎二 新潟
岡村三郎 新潟
渡邊福明 山梨
安藤卓也 宮崎
成田勇二郎 群馬
有賀淳三郎 長野
柏瀬 茂 栃木
丸山豊吉 新潟
長谷川庄六 新潟

事務官 小川爲造 東京
書記 宮常吉 新潟
書記 中山武造 新潟
書記 相蘇相太郎 山形
廣瀬保祐 三重
中田金三 富山
廣村 勉 石川
木下茂吉 岡山
佐久智廣 長野
廣瀬保祐 三重
中田金三 富山
相蘇相太郎 山形
廣村 勉 石川

事務監督

看護長

四二

薄葉西吉福島
小林レン新潟
赤澤シヅ新潟
伏見ツル新潟
三浦ヤヨイ新潟
佐々木ミツ新潟
渡邊ミサヲ新潟
片桐キチ新潟
大河内ミツ子新潟

○新潟医科大学規程

第一章 學期及休業

第一條 一年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ九月十日迄

第二學期 九月十一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 定期休業日左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同七日迄

夏季休業 七月十一日ヨリ同九月十日迄

冬季休業 十二月二十五ヨリ翌年一月七日迄

日曜日

新潟医科大学記念日 五月五日

秋季皇靈祭 秋分日 神嘗祭 十月十七日

○新潟医科大学規程 學期及休業 授業科目

四三

天長節祝日 十月三十一日 新嘗祭 十一月二十三日
紀元節 二月十一日 春季皇靈祭 春分日

第二章 授業學科目

第三條 本學ニ於テ授業スル科目及其時間數左ノ如シ

學科目並ニ一週授業時間配當表

△印ハ組分ヲ意味ス

學科目	學期	年次	第一學期			第二學期			第三學期		
			第一	二	年	第一	二	年	第一	二	年
系統解剖學	一〇	八									
組織學實習	三										
解剖學實習											
胎生學											
組織學實習											
解剖學實習											
生理學	六	六									
局所解剖學											
生理學											

○新潟醫科大學規程 授業學科目	時々										
法醫學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
衛生學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
病理標本示說	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
病理組織學實習	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
病理學各論	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
病理學總論	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
處方學	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
藥物學實習	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
細菌學實習	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
醫化學實習	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
醫化學	五	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
生理學實習											
生理學											

診斷學及實習				
內科各論及臨床講義				
內科外來患者				
內科臨床講義				
外科總論				
外科外來患者				
外科臨床講義				
繩帶實習				
外科各論及臨床講義				
外科手術實習				
產科婦人科學				
產科婦人科臨床講義				
產科婦人科外來患者				
產科婦人科臨床講義				
產科模型演習				
皮膚科學				
皮膚科泌尿器科學				
皮膚科臨床講義				
泌尿器科學				
泌尿科臨床講義				

○新潟醫科大學規程	授業學科目	入學休學退學轉學及除籍		
眼科臨床講義	眼科學			
耳鼻咽喉科臨床講義	耳鼻咽喉科			
耳鼻咽喉科外來患者	耳鼻咽喉科外來患者			
耳鼻咽喉科實習	耳鼻咽喉科實習			
耳鼻咽喉科學	耳鼻咽喉科學			
檢眼鏡實習	檢眼鏡實習			
小兒科學	小兒科學			
小兒科臨床講義	小兒科臨床講義			
小兒科外來患者	小兒科外來患者			
精神病學	精神病學			
精神病學臨床講義	精神病學臨床講義			
種痘實習	種痘實習			
精神病症	精神病症			

精神科	精神病	外來患者	
臨床	講義		
醫學	學史		
醫事	法制		
社會	醫學		
物理的療法			
總計	二四	實習一六 回三時	
		實習二三 回三時	
		實習一九 回三時	
		實習一七 回三時	
		實習八 回三時	
		二六	隨
		二六	時
		二七	
		二八	
		二五	
		二五	

第四條 學生ハ解剖學(組織學ヲ含ム)生理學、醫化學、藥物學、細菌學及病理學ヲ學修シタル後ニアラナレハ臨床講義ニ出席スルコトヲ得ス

第三章 入學、休學、退學、轉學及除籍

第五條 入學ハ第一學期ノ始メニ於テス

第六條 本學ニ入學ヲ許可スヘキ者ハ高等學校高等科ニ於ケル理科卒業者タルヲ要ス

但入學志願者ノ數收容豫定數ヲ超過シタルトキハ選拔試験ヲ行フ

第七條 前條ノ入學志願者ヲ收容シ尙闕員アル場合ニ限リ左ニ記載スル者ノ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

一高等學校高等文科卒業者

一大學豫科修了者

一醫學專門學校醫學科卒業者ニシテ相當ノ學力アリト認メタル者一本學ニ於テ試験ヲ行ヒ高等學校高等科ヲ終ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者

但試験ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第八條 本學學生ニシテ退學シタル者再ヒ入學ヲ請フトキハ闕員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 帝國大學醫學部及他ノ醫科大學學生ニシテ本學ニ轉學ヲ望ム者ハ闕員アル場合ニ限り許可スルコトアルヘシ

第十條 入學志願者ハ二月十五日迄ニ願書ニ卒業又ハ修學證明書及身體検査證ヲ添ヘ學長ニ願出ツヘシ(願書及身體検査證ノ用紙ハ本學ニ於テ交付ス)

但期限後ト雖尙闕員アル場合ニハ四月五日迄願書ヲ受理スルコトアルヘシ

第十一條 學生疾病ニヨリ二ヶ月以上修學ヲ中止セントスル時ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘテ願書ヲ呈出シ學長ノ許可ヲ得テ二年以内休學スルコトヲ得

第十二條 學生ニシテ陸海軍兵役ニ服スル者ハ其現役又ハ召集中休學ヲ許可ス

第十三條 前二條ニヨル休學者ニシテ休學期間ト雖ソノ事故止ム時ハ願ニ依リ復學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十四條 學生退學セントスル時ハ其旨願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

シ

第十五條 轉學セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シ學長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ與ヘタル時ハ除籍ス

第十六條 在學八年ニ及ヒテ猶卒業セサル者ハ除籍ス
但休學期間ハ之ヲ算入セス

第十七條 前條ノ期間内ト雖疾病其他ノ事故ニヨリ成業ノ見込ナシト認メタル時ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 試問及卒業

第十八條 大學令第十條ニヨル試験ハ學生ノ申請ニ依リ次ノ學科ニ就テ之ヲ施行ス

解剖學(組織學ヲ含ム)

生理學

○新潟醫科大學規程 試問及卒業

醫化學
藥物學
細菌學
病理學
內科學
外科學
產科婦人科學
精神病學
眼科學
小兒科學
皮膚科泌尿器科學
耳鼻咽喉科學
衛生學

法醫學

第十九條 各科目ニツキ規定ノ期間聽講シ且ツ實習ヲ修了シタル者ニアラサレハ試験ヲ申請スルコトヲ得ス

第二十條 解剖學、組織學ヲ含ム生理學、醫化學、藥物學、細菌學及病理學ノ試験ニ合格シタル者ニアラサレハ爾餘ノ試験ヲ受タルコトヲ得ス

第二十一條 試験期日ハ二週間前ニ之ヲ掲示ス

第二十二條 受験ノ申請ハ試験期日ノ掲示後一週間以内トス

第二十三條 試験ハ其學科擔當ノ教員之ヲ施行ス

擔當教員事故アル時ハ他ノ教員之ヲ施行スルコトアルヘシ

第二十四條 試験ノ成績ハ合格及不合格ノ二トス

第二十五條 或學科ノ試験ニ於テ不合格ノ成績ヲ得タル者ハ同一學期ニ於テ再ヒ受験スルコトヲ得ス

第二十六條 四年以上在學シ規定ノ全受驗科目ニ合格シタル者ヲ卒業者トシ之ニ卒業證書ヲ授與ス

第二十七條 本學卒業者ハ醫學士ト稱スルコトヲ得

第五章 試驗手數料 入學料及授業料

第二十八條 第六條但書、第七條第四項ニ依リ試驗ヲ受クル者ハ試驗手數料トシテ豫メ金拾圓ヲ納付スヘシ

第二十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金拾圓ヲ納付スヘシ

第八條ニヨリ再ヒ入學ヲ許可セラレタル者及第九條ニヨリ轉學ヲ許可セラレタル者ハ前項ニ準ス

第三十條 學生ノ授業料ハ一學年金百圓トシ一學期毎ニ之ヲ徵收ス
但大正十三年以前ノ入學者ハ舊規定ニ依ル

第一學期 金參拾五圓

第二學期 金參拾五圓

第三學期 金參拾圓

納付期日ハ別ニ之ヲ定ム

授業料納付期日後ニ入學シタル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ納付スヘシ

第三十一條 轉學シ、退學シ、除籍セラレ又ハ退學ヲ命セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收ス

停學ニ處セラレタル者ニハ停學中ト雖授業料ヲ徵收ス

第三十二條 一期ヲ通シテ休學ヲ許可セラレタル者ニハ其期ノ授業料ヲ徵收セス

但休學者ニシテ中途復學シタル時ハ其學期ヨリ之ヲ徵收ス

第三十三條 既納ノ料金ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返付セス

第三十四條 授業料納付ノ義務ヲ怠リタルトキハ講義實習ニ出席シ

及圖書ヲ閱覽スルコトヲ禁止シ其情狀重キモノハ之ヲ除籍ス

第六章 服 裝

第三十五條 學生ハ本學所定ノ制服及制帽ヲ着用スヘシ

第七章 懲 戒

第三十六條 學生ニシテ其本分ニ悖リタル行爲アリタル時ハ之ヲ懲戒ニ處ス

懲戒ハ左ノ如シ

戒 館

停 學

放 學

第八章 外國學生

第三十七條 外國人ニシテ本學ニ入學セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニヨリ之ヲ許可ス

- 第三十八條 外國學生ニシテ本學所定ノ試問ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ學力ヲ検定シ高等學校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ卒業證書ヲ授與スルコトヲ得
- 第三十九條 外國學生ニシテ高等學校高等科卒業程度ノ試驗ニ合格シタル者ハ普通學生トシテ入學ヲ許可ス
- 第四十條 外國學生ニハ本學學生ニ關スル規程ヲ準用ス

第九章 專攻生

- 第四十一條 本學授業擔當者ノ指導ヲ受ケ特ニ専門學科ニツキ研究セントスル者ハ專攻生トシテ入學ヲ許可ス
- 第四十二條 專攻生タラント欲スル者ハ願書ニ履歷書及卒業證書寫ヲ添ヘ指導者ヲ經テ願出ツヘシ
- 第四十三條 專攻生タルコトヲ得ル者ハ左記ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

一大學卒業者

一醫學専門學校卒業者

一授業擔當者ニ於テ適當ノ學力アリト認メタル者

第四十四條 研究費ハ教室ノ設備ニ附帶スルモノノ外總テ專攻生ノ負擔トス

但時宜ニヨリヲハ特ニ研究材料ヲ給與スルコトアルヘシ

第四十五條 專攻期間ハ二ヶ年以内トス

但時宜ニヨリテハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第四十六條 專攻生ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第四十七條 專攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ金拾圓ヲ納付ス

ヘシ

附 則

第四十八條 本規定ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟医科大学副手規程

第一條 新潟医科大学ニ副手ヲ置ク無給トス

但時宜ニ依リテハ有給ト爲スコトアルヘシ

第二條 副手ハ研究科學生學士若クハ學士ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニ限リ學長之ヲ囑託ス

第三條 副手ハ教授及助教授ノ指揮ヲ受ケ學術又ハ診療ニ關スル職務ニ服ス

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟医科大学研究科規程

第一條 本學卒業生ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ其研究事項ヲ具シ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

第二條 本學卒業生ニアラサル者ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ學業履歴書ヲ添ヘテ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス

但時宜ニヨリテハ其學力ヲ檢定スルコトアルヘシ檢定ヲ受クル者ハ入學檢定料金貳拾圓ヲ前納スヘシ既納ノ料金ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セス

第三條 研究科學生ノ指導ハ學生ノ希望ヲ斟酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長ノ選定シタル教員之ヲ擔當ス

第四條 研究科學生ノ在學期間ハ二ヶ年トス

研究ノ必要ニヨリ引續キ在學セント欲スル者ハ當該教員ヲ經テ學

長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ一年毎ニ之ヲ許可ス

第五條 研究科學生在學中ハ學長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス

第六條 研究科學生ハ指導教員及擔當教員ノ承認ヲ得テ本學ノ講義實習及實驗等ニ出席スルコトヲ得

第七條 研究科學生ハ研究料トシテ一ヶ年毎ニ金五拾圓ヲ前納スヘシ

研究科學生ニシテ兵役ニ服スル者ニハソノ服務中研究料ヲ免除ス但既納ノ料金ハ之ヲ還付セス

第八條 研究科學生ニシテ學術研究旅行ヲ要スル時ハ教授會ノ議ヲ經テ旅費日當ヲ補給スルコトアルヘシ

第九條 研究科學生ハ在學滿期ニ至ルトキ其研究成果ヲ指導教員ヲ經テ學長ニ報告スヘシ

第十條 研究科學生ニシテ學位ヲ得ント欲スル者ハ在學二年以上ヲ
經タル後其研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出スヘシ
學位ヲ請求セサルモ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムル者ニハ學長ハ
證明書ヲ附與スルコトアルヘシ

第十一條 研究科學生ニシテ教授會ニ於テ研究ノ實ナシト認メラレ
タルトキハ學長之ニ退學ヲ命ス

第十二條 研究科學生ハ本規程ノ外總テ本學ノ學則ヲ遵守スヘシ
第十三條 研究科學生中學力優秀志操堅實ナル者ハ特選給費學生ト
ナシ學資ヲ給與スルコトアルヘシ

特選給費學生ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ命ス
第十四條 特選給費學生ノ學資ハ一人月額金七拾五圓以内トシ二年
間之ヲ給ス

但必要アル時ハ教授會ノ議ヲ經テ更ニ期限ヲ定メ之ヲ繼續スルコ
間之ヲ給ス

トヲ得
特選給費學生ニハ研究料ヲ徵收セス
第十五條 特選給費學生ニシテ其地位ニ在ルニ適セサルニ至リタル
トキハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ免ス

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新潟醫科大學附屬醫院規程

第一條 附屬醫院ハ醫學ノ教授及研究ノ目的ヲ以テ患者ノ診療ヲ爲
ス所トス

第二條 患者ヲ分チテ入院患者及外來患者ノ二種トス
第三條 入院患者ハ官費及私費トス

但私費ヲ以テ治療ヲ受ケント欲スル者モ其病症ニヨリテハ之ヲ許

可セサルコトアルヘシ

第四條 外來患者ノ費用ハ患者ノ自辨トス

但病症ニヨリ治療上一切ノ費用ヲ徵收セサルコトアルヘシ

第五條 本規程施行ニ關スル細目ハ學長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

看護婦養成科規則

第一條 新潟医科大学附屬醫院ニ看護婦養成科ヲ置ク

第二條 看護婦養成科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ授ケルヲ以テ
目的トス

第三條 生徒養成ノ期間ハ三ヶ年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學
期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ實習ニ就カ
シム

第四條 講習學科目左ノ如シ

一修身 看護婦心得

一解剖學及生理學一般

一衛生學一般

一各種看護法及傳染病豫防法大意

一消毒法

一治療及手術介補

一繃帶機械學

一急救處置

第五條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第六條 生徒ノ募集期日ハ其都度廣告ス

第七條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十五年以上三十年以下
ノ獨身者ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

○新潟医科大学附屬醫院規程 看護婦養成科規則

第八條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタルモノヲ入學セシム

一 読 方

二 練 方

三 算 術

四 書 取

第九條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ
私儀看護婦養成科へ入學致度履歴書並ニ戸籍謄本(抄本)相添此段相願候也

入 學 志願 書
本 籍

現住所族籍戸主又ハ何誰何女姉妹

何 某 (印)

前者ノ者品行方正ニシテ配偶者ナク且ツ家事ニ係累ナキ者ニ

相違無之仍テ保證候也

本 籍

族籍職業

現住所

保證人

何 某

某殿

某印

何

年月日生

履 歷 書

某

年月日生

學 業

某

年月日生

一何年何月何日何學校ニ入り何年何月何日卒業
(卒業證書寫別紙ノ通)

一何年何月ヨリ何某ニ就キ何學修業等

一何年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ月給何程
一何年何月何日何々ノ事故ヲ以テ依願免職等

一何年何月何々ノ廉ヲ以テ授賞又ハ受罰等
右之通相違無之候也

年 月 日

右

何

某印

第十條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ契約書ヲ差出ス
但保證人中一名ハ新潟市内ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要ス
ヘシ

場合ニハ左記ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候也
本籍
現住所族籍職業
保證人 何 某印
新潟市何町何通何番町何番地 某印
族籍職業
保證人 何 某印

印
印參
紙入
錢

誓 約 書

(用紙美濃紙)

今般看護婦養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相
守ルヘキハ勿論在學中某一身上ニ生シタル事件ハ保證人兩名
ニ於テ一切所辯可致且ツ萬一在學中ノ學費辨償ヲ命セラル、

年 月 日

本籍
現住所族籍職業
保證人 何 某印
新潟市何町何通何番町何番地 某印
族籍職業
保證人 何 某印

新潟醫科大學附屬醫院長 何 婦寄宿舍内ニ宿泊セシム

第十一條 生徒ニハ食料及月手當ヲ給シ制服寢具ヲ貸付シ本院看護
婦寄宿舍内ニ宿泊セシム

第十二條 生徒ハ在學中附屬醫院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第十三條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十四條 生徒ハ卒業後滿一ヶ年間新潟医科大学ニ勤務スルノ義務
アルモノトス

第十五條 生徒ニシテ成業ノ目途ナキモノ及ヒ不都合ノ行爲アリタルトキハ退學ヲ命ス

第十六條 在學中及義務年限中中途退學又ハ義務ノ免除ヲ願出ル者アルモ疾病其ノ他特別ノ事情アリト認メタルモノニアラサレハ許可セス若シ是ヲ許可シタル場合ニ於テモ其情狀ニ依リ在學中支給シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ一時ニ返納セシム

産婆養成科規則

第一條 新潟医科大学附屬醫院ニ産婆養成科ヲ置ク

第二條 修業年限ハ三箇年トシ之ヲ前後ノ二學期ニ分チ前學期ニハ主トシテ學科ヲ授ケ兼テ實習ヲ課シ後學期ニハ専ラ實習ニ就カシ

第三條 授業科目左ノ如シ

- ム
- 一 修身
- 一 解剖學及生理學一般
- 一 衛生學一般及消毒法
- 一 正規妊娠分娩及其取扱法
- 一 正規產褥及其取扱法
- 一 初生兒取扱法及看護法
- 一 模型演習
- 一 一般看護法
- 一 救急療法及實習
- 一 產婆心得
- 一 異常妊娠分娩產褥及其取扱法

第四條 生徒實習中ハ附屬醫院看護婦規則ニ從ハシム

第五條 生徒ノ募集期日ハ其ノ都度廣告ス

第六條 入學志願者ハ品行方正身體健全年齡十六年以上ノ女子ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第七條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ左ノ科目ニ就キ高等小學校卒業程度ニ依リ試験ヲ施行シ合格シタル者ヲ入學セシム

一讀 方

二綴 方

三算 術

四書 取

第八條 入學志願者ハ左ノ書式ニ依リ願書ヲ差出スヘシ

私儀產婆養成科へ入學致度履歷書並ニ戸籍謄本(抄本)相添此段

相願候也

本 籍

族籍、戸主又ハ何某何女姊妹

現住所

年 月 日 氏 名 ^印

本 籍

族籍職業

現住所

保證人 氏 名 ^印

新潟醫科大學附屬醫院長 何

新潟醫科大學附屬醫院長 何

第九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ左ノ書式ニ依リ誓約書ヲ差出スヘシ但保證人中一名ハ新潟市ニ住居スル丁年以上ノ戸主タルヲ要ス

印
印收參
紙入錢

誓 約 書

(用紙美濃紙)

某

儀

今般產婆養成科へ入學差許サレ候ニ就テハ諸規則ヲ堅ク相守ルヘキハ勿論在學中某一身上ニ生シタル事件ハ保證人兩名ニ於テ一切所辨可致且ツ萬一在學中ノ學資辨償ヲ命セラル、場合ニハ左ニ記名ノ者連帶ヲ以テ其義務ヲ果スヘク茲ニ誓約候也

年 月 日 本籍 族籍、戸主又ハ何某何女姊妹
現住所

本籍 族籍職業 現住所
本人氏 保證人氏
名印 名印

新潟市何町通何番町何番地
族籍職業

名印

保證人氏

名印

新潟醫科大學附屬醫院長 何 某殿

新潟醫科大學附屬醫院長 何 某殿

第十條 生徒ヲ分チテ給費生及自費生トス

自費生ハ總テ通學トシ學科講習中毎月五日迄ニ授業料金壹圓ヲ前

納スヘシ

給費生ニハ食料ヲ給與シ且ツ作業服ヲ貸付シ院内ニ宿泊セシム但自費生ト雖實習中ハ院内ニ宿泊セシムルコトアルヘシ

第十一條 生徒ハ總テ院内ノ規則ヲ遵守シ講師掛員看護婦長及產婆養成科產婆長ノ指揮ニ從フヘシ

第十二條 試問(學說及實地)ニ合格セル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第十二條ノ一 給費生ハ卒業後滿六ヶ月間新潟醫科大學ニ勤務スル

義理アルモノトス

第十三條 生徒ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ不都合ノ行爲アリタル
トキハ退學ヲ命ス

第十四條 生徒ニシテ中途退學ヲナス者又ハ退學ヲ命セラレタル者
ニハ其状情ニ依リ在學中給與シタル學資ノ全部又ハ其幾分ヲ返納
セシムルコトアルヘシ

○新潟醫科大學圖書館規程

第一條 圖書館ハ本學所屬ノ圖書ヲ處理シ又ハ本學ニ委託セラレタル
圖書ヲ保管スル所トス

第二條 圖書ノ出納ハ圖書館係員之ヲ掌ル

第三條 圖書館ニハ閱覽室ヲ設ケ醫學一般ニ涉ル圖書及數教室共用
ノ圖書其他ヲ陳列保管ス

第四條 前條以外ノ圖書ハ之ヲ各教室内ニ置キ教授ヲシテ保管セシム

借受ケ帶出スルコトヲ得

借受冊數ハ一名拾冊ヲ超過スルコトヲ得ス

借用者ハ轉職又ハ退職ノ際直チニ其圖書ヲ返納スヘシ

第六條 圖書ヲ借受ケ帶出セント欲スル者ハ所定ノ用紙ニ記入スル
コトヲ要ス

第七條 圖書貸出期間ハ二十日以内トス

第八條 貸出圖書ハ期間内ト雖毎年七月一日ヨリ十日迄ニ一旦返納
スヘシ

但必要アルトキハ臨時返戻ヲ要求スルコトアルヘシ

第九條 閱覽室ニ於テ圖書ヲ閲覽セント欲スル者ハ借覽票ニ記入シ

係員ニ出タシ閲覽終リタル圖書ハ直チニ之ヲ返付スヘシ
閲覽時間ハ時々之ヲ掲示ス

第十條 本學職員及學生以外ノ篤志研究者ニシテ圖書館内ノ圖書閲覽ヲ請フモノアル時ハ圖書館長ニ於テ許可ヲ與フルコトアルヘシ但閲覽手續ハ前條ニ依ル

第十一條 圖書閲覽者ハ本規程ヲ遵守シ又室内ニ於ケル掲示事項及係員ノ指揮ニ從フヘキモノトス

第十二條 諸官廳、學校又ハ本學職員以外ノ者ヨリ圖書借受ノ照會アル際圖書館長ハ圖書館内ノ圖書ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ此際借用者ハ所要ノ圖書及借受期間^(二+四)ヲ記入セシ借用證書ヲ圖書館ニ提出スルモノトス

第十三條 閲覽者又ハ借受者ニシテ其圖書ヲ紛失毀損又ハ汚染シタルトキハ同一圖書ヲ辨償セシム

但時宜ニヨリテハ代金ヲ以テ之ヲ辨償セシメ或ハ修繕費ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十四條 各教室ニ保管セラル、圖書ヲ紛失毀損又ハ汚染シタル場合ハ保管者ヨリ始末書ヲ提出スルモノトス、而シテ其事由ニヨリテハ前條ヲ適用スルコトアルヘシ

○新潟醫科大學獎學資金

第一條 本學々生及本學ニ於テ研究ニ從事スル者ニ對シテ獎學ノ爲メニ資金ヲ寄附セントスル者アルトキハ之ヲ許容スルコトアルヘシ

獎學資金ニハ寄附者ノ名義ヲ附スルコトヲ得

第二條 寄附ハソノ資金ニ對シ一定ノ條件ヲ附スルコトヲ得

第三條 寄附者ニ於テ一定ノ指定ヲ爲ササルトキハ教授會ノ議ヲ經

テ學長之レカ支辨ノ途ヲ定ム

第四條 貸費及給費ニ關スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

獎學資金

寄附者氏名	寄附年月日	寄附金額	目的
竹山正男	大正七年十一月四日	一、〇〇〇四〇〇〇	利子ヲ本學學生獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス
長谷川寛	大正九年十二月六日	一、〇〇〇〇〇〇〇	利子ヲ學術研究費ニ充ツヘキモノトス
入澤達吉	大正十三年四月十一日	一、〇〇〇〇〇〇〇	利子ヲ獎學ノ資ニ充ツヘキモノトス

○新潟醫科大學學生 大正十四年七月末日現在(イロハ順)

(○却ハ陸軍衛生部依託學生)
(△印ハ海軍軍醫學生)

第 四 年 (十八名)

伊藤泰一 秋田	入澤保 新潟	荻原敏 茨城
星野宏 新潟	沼田昌彦 茨城	河邊昌一 新潟
田中小一 東京	中村彦左工門 新潟	植木吉英 新潟

第三年(二十五名)

國岡恭一 福島	山上爲次 富山	松林清廣 山形
小林榮太郎 新潟	金野巖 岩手	澤井淳 新潟
南正夫 新潟	瀬高徳榮 新潟	須賀博 栃木
今川與曹 長野	今井與六 長野	本間敏男 新潟
友成晃 靜岡	小原武一郎 新潟	小野光仁 長野
若林俊一 福島	渡邊悌二 新潟	川田達彌 新潟
上村忠雄 群馬	吉田誠一 新潟	高橋健彦 群馬
高山市松 新潟	高山登峯夫 新潟	竹内節之助 新潟
鎗居修三 高知	水野毅 新潟	齋藤俊一郎 福島
佐藤泰群 馬	木村兼三郎 青森	木村省三 岡山
三井二郎 靜岡	濫澤庄治 群馬	清水芹一郎 新潟
神保龜代松 新潟		

第二年(四十四名)

八二

今井善六	長野	井上虎雄	鹿兒島	早川美智雄	香川
西村慶造	山形	西村英一	青森	樺澤巖	新潟
岡田潤一郎	新潟	唐津英作	新潟	吉田末五郎	青森
高橋秀夫	新潟	中島幸夫	山形	高橋辰治	新潟
野崎秀英	北海道	山田義民	新潟	中山博	新潟
福原武	新潟	安宅洪芳	新潟	山口亮松	新潟
青池茂新	潟	三條善郎	新潟	松井好夫	群馬
相蘇潔	山形	佐藤千秋	新潟	小林鈴松	愛知
淺野博	新潟	佐藤千秋	新潟	山本一郎	北海道
小林寅次郎	福島	相蘇潔	山形	丸山重雄	長野
村井貞寬	山形	佐藤千秋	新潟	小林寅次郎	福島
奈良太二郎	青森	佐藤千秋	新潟	新井重美	長野
田中省人	富山	齋藤惇福	新潟	丸山重雄	長野
加藤錦士	山形	齋藤謙	新潟	小林寅次郎	福島
方斗翰	朝鮮				

第一年(七十三名)

磯部誠之助	北海道	木谷長信	石川	三浦良雄	宮城	水戸尙二	新潟
井深圭太郎	青森	鳥田修二	新潟	霜鳥重吾	新潟	樋口要	新潟
長谷川三男	新潟	池田苗夫	滋賀	林瀬尾貫二	兵庫	稻垣虎三郎	埼玉
林道則	島根	羽鳥文埼玉	新潟	林不二男	新潟	長谷川一男	新潟
岡田原道	島根	本間博吉	東京	半田國胤	栃木	堀田猛雄	新潟
叶多正敏	福島	鶴森三津英	山形	渡部金太郎	山形	金井武夫	岐阜
米地憲二	山形	河路貞夫	新潟	龜澤清	鹿兒島	田島十郎	長野
加鹽直	青森	吉田武司	新潟	金井武夫	岐阜		

高山文雄 東京
都築和雄 東京
成川忠明 神奈川
室橋博 新潟
倉品克一郎 新潟
山岸進愛知
丸山和雄 新潟
小林敏彌 新潟
青柳浩 新潟
佐藤弘三 新潟
北村雄次郎 青森
白井勇千葉
有賀進長野
佐藤弘三 新潟
坂本彌太郎 長崎
三國龍門 新潟
白石義男 茨城
馬島嘉範 佐賀
谷嶋悟郎 茨城
山下竹藏 青森
栗原健二 新潟
中島勇三 山梨
中澤威夫 長野
堤捷平 新潟
土屋久雄 静岡
中島勇三 山梨
工藤秀雄 山形
矢崎俊明 長野
山口正茨城
福井達雄 兵庫
遠藤力 佐賀
麻生誠 茨城
笠森義郎 長野
坂本彌太郎 長崎
三國龍門 新潟
赤尾豹太 千葉
齋藤順作 茨城
酒井新平 長野
宮坂六雄 長野
平井喜雄 福岡
酒井征助 新潟
住木征助 新潟
杉澤通吉 富山
高橋敬三 新潟
小川信五郎 新潟
石濱文郷 兵庫
會田貞 新潟
中村秀雄 新潟
澁谷貞雄 新潟
宮尾益一郎 新潟

平嶋周七 鹿児島
杉立義行 兵庫
山口正志 山形
平田元吉 秋田
菅又脩 栃木
解剖學 產科學 婦人科學
病理學 外科學
眼科學
內科學 藥物學

醫學士

秋葉隆千葉

陸軍二等軍醫

會田貞 新潟
中村秀雄 新潟
澁谷貞雄 新潟
宮尾益一郎 新潟

○新潟醫科大學研究科學生

內科學

產科學 婦人科學

產科學 婦人科學

整形外科學

○新潟醫科大學學生

研究科學生

專攻生

◎新潟醫科大學學生道府縣別人員 (大正十四年七月末日現在)

八六

青	福	長	滋	靜	三	柄	千	埼	長	神	京	北	道	府	縣	醫科大學生	道	府	縣	醫科大學生
森	島	野	賀	岡	重	木	葉	玉	崎	奈	川	都	道	府	縣	醫科大學生	道	府	縣	醫科大學生
九	六	一	二	一	三	一	三	二	一	一	一	一	三	東	一	大	一	阪	京	五
山	岩	宮	岐	山	愛	奈	茨	群	新	兵										
形	手	城	阜	梨	知	良	城	馬	渴	庫										
二	一	一	二	一	二	一	六	四	六	二										

朝	沖	宮	佐	福	愛	德	山	岡	鳥	石	秋									
鮮	繩	崎	賀	岡	媛	島	口	山	取	川	田									
一	一	一	二	熊	二	大	高	香	和	廣	島	富	福							
總	臺	鹿	兒	本	分	知	川	山	島	根	山	井								
計	灣	島																		
一六〇	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一								

○新潟醫科大學學生道府縣別人員表

八七

附 錄

八八

新潟医科大学學學友會會則

第一條 本會ハ會員相互ノ和親力ニヨリ人格ノ高揚及體力ノ充實ヲ圖リ以テ神聖自由ナル學風ヲ振興スルヲ
目的トス

第二條 本會ハ新潟医科大学學學友會ト稱ス

第三條 本會事務所ヲ新潟医科大学學内ニ置ク

第四條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

正 會 員 本學學生

特別會員 本學教官事務官及藥局長

贊助會員 助手 副手 藥劑手 調劑手 事務員 及本學卒業生

名譽會員 本會ニ緣故又ハ功勞アルモノニシテ役員會ノ推薦ニヨルモノ

第五條 本學學生ハ凡テ本會正會員タル義務ヲ有ス

第六條 本會ニ左ノ各部ヲ置ク

學 藝 部
文 樂 部
音 讀 部

運動
庭 球 部
水 泳 部
旅行(山岳)部
陸上競技部
弓 道 部
ス キ ー 部
野 球 部

第七條 本會ハ定期總會トシテ新舊會員面識會記念日祝賀會及卒業生送別會ヲ開催ス

第八條 本會ハ會長ノ認可ヲ得テ臨時總會ヲ開催スルコトヲ得

第九條 本會ハ臨時事業トシテ種々ノ催サ開クコトヲ得

第十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會 長
副 會 長
幹 部 委 員
事 長

附 錄 新潟医科大学學學友會會則

八九

第十一條 役員ノ選任方法ハ左ノ如シ

一、會長ニハ本學學長ヲ推薦ス

二、副會長ハ教授中ヨリ一名會長之ヲ囁託ス

一、部長ハ教官中ヨリ各部ノ推薦ニヨリ會長之ヲ囁託ス
但部長ハ兼任スルコトナ得

一、幹事ハ各級會員ヨリ互選ニヨリ二名ツ、選出ス

一、各部員ハ各級部員中ヨリ一名ツ、各級正會員之ヲ選出ス

一、書記ハ本學事務員中ヨリ會長之ヲ囁託ス

第十二條 役員ノ職責ハ左ノ如シ

一、會長ハ本會ヲ總理ス

一、副會長ハ會長ヲ補佐ス

一、部長ハ當該部一切ノ部務ヲ管理ス

一、幹事ハ本會全般ニ涉ルヘキ事務ヲ處理ス

一、各部委員ハ當該部一切ノ部務ヲ處理ス

一、書記ハ庶務會計事務ニ從事ス

第十三條 幹事及委員ノ任期ハ一ヶ年トシ毎年第3學期ノ始ニ於テ改選シ事務ノ引繼ヲナス

但シ新入會員ノ幹事ハ第一學期ニ於テ之ヲ選舉ス

第十四條 役員ハ自己ノ便宜ヲ以テ辭任スルコトヲ得ス

但事情已ムチ得サル者ハ會長ノ承諾ヲ得テ辭任スルコトヲ得

第十五條 役員ニ缺員ナシタル場合ハ隨時補缺選舉ヲ行フコトアルヘシ

第十六條 幹事及各部委員ハ兼任スルコトヲ得ス

第十七條 每年一回第三學期ノ始ニ於テ新舊役員會ヲ開キ舊役員ハ當該年度ニ於ケル事業及決算ヲ報告ス

第十八條 役員會ハ毎年一回第三學期ノ始ニ於テ翌年度ノ豫算其ノ他ニツキ議定ス

第十九條 役員會ハ臨時必要ニ際シ會長之ヲ開クコトナ得

第二十條 役員會ハ總員ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第二十一條 議決法ハ凡テ多數決トス

但可否同數ナル時ハ會長ノ意見ニ從フ

第二十二條 本會ハ左ノ會費及寄附金ヲ以テ維持ス

一、特別會員ヨリハ毎月金若干ノ寄附ヲ仰クモノトス

一、正會員ノ會費ハ一ヶ年金九圓トシ毎學期授業料ト共ニ金參圓宛分納ス

一、贊助會員及名譽會員ヨリハ會費ヲ徵集セス

一、正會員ハ入會ノ際入會費金拾圓ヲ納ムルモノトス

第二十三條 領收シタル會費ハ如何ナル事情アルモ返付セス

附 錄 新潟醫科大學學友會會則

第二十四條 入會金ハ基本財産ニ之ヲ積立テ利子ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第二十五條 各部經常費豫算ハ第七條ニ依ル定期總會費ヲ除去セル殘額ヲ以テス

第二十六條 當該年度ニ於ケル豫算剩餘金ヲ役員會ノ基本金中ニ編入スルモノトス

但場合ニ依リ各部ハ當該年度ノ豫算剩餘金ヲ役員會ノ協賛ヲ經テ翌年度ニ於ケル其部ノ豫算ニ編入スルコトヲ得

第二十七條 現金ハ銀行當座預トナス故ニ仕拂ヲ要スル時ハ三日前ニ幹事ニ請求スヘシ

附則

第一條 本會各部ノ細則ハ各部ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二條 本會各部ハ各々其ノ記錄ヲ作り各年毎ニ部長ヨリ會長ニ提出スルモノトス

第三條 會員ノ吉凶ニ關シテハ幹事ニ於テ臨機ノ處置ヲトルモノトス

第四條 本會會則條項ノ增補削除ニ關シテハ必要ニ應シ役員會之ヲ決定ス

元新潟醫學專門學校及
元新潟醫科大學附屬醫學專門部卒業生

自大正十三年六百八十九名

大正三年十一月卒業 (五十一名)

×ハ死亡

中院光圓	新潟	高橋正一郎	新潟	駒形勤	二新潟
内田三千太郎	埼玉	×岩城清士	山形	高泉正暉	愛媛
栗田愛之助	東京	久保田謙二	新潟	永井彥千代	福島
小川貞雄	新潟	島村司	新潟	櫻井秀三郎	茨城
眞柄董	新潟	矢野中愛媛	×野口武夫	鳥取	
木村幡準	平長野	小林久雄	長野	中山後郎	新潟
風間匡憲	新潟	南木九一郎	新潟	星野智四郎	新潟
宮崎惇	埼玉	(舊姓尾崎)高橋亮	東京	若杉阜之	新潟
		澤井潔	新潟	(舊姓上山)宮内格之助	新潟

附錄 舊卒業生

九四

新堀 次郎

埼玉

杉本 愿道

滋賀

守谷 護

愛媛

中稻 武彦

鹿兒島

川田 憲治

栃木

(舊名唯治)

宇賀山

亦良

新潟

×吉田 光利

富山

横山 多三雄

新潟

渡邊 嘉一

森 内

滋

大阪

涌井 留吉

新潟

姉崎 嘉壽

新潟

山田 政敏

世良田 秀夫

北海道

細野 貞新

新潟

伊東 祐祐

神奈川

島井 英利

羽生 孝徳

茨城

齋藤 龍太郎

山形

海老原 隆佐

茨城

鈴木 輝世

守谷

守谷

兒玉 靜雄

鹿兒島

大森 千東

新潟

木村 清三

宇賀山

宇賀山

松浦 翠

新潟

望月 周三

新潟

丸山 鼎一

森 内

森 内

藤卷 要之助

新潟

岡部 康喜

富山

酒井 寛

小川 弘

小川 弘

×武井 孝至

新潟

×大森 千東

新潟

木村 清三

宇賀山

宇賀山

吉村 文雄

和歌山

河合 清雄

岐阜

今井 文二

守谷

守谷

馬庭 繁

鹿兒島

草間 弘司

長野

角田 利作

護

護

原廣治

佐賀

福田 信實

神奈川

木村 清三

宇賀山

宇賀山

×原廣治

(舊姓松本)

中東虎之丞

新潟

木村 清三

宇賀山

宇賀山

本宮五郎

新潟

草間 弘司

長野

木村 清三

宇賀山

宇賀山

古寺入和

新潟

福田 信實

神奈川

木村 清三

宇賀山

宇賀山

中東虎之丞

新潟

中村 作次

茨城

木村 清三

宇賀山

宇賀山

小飯塚博

新潟

後藤莊一郎

愛知

木村 清三

宇賀山

宇賀山

星山春雄

新潟

奥茂

和歌山

木村 清三

宇賀山

宇賀山

淺岡三郎

北海道

坂内良策

新潟

木村 清三

宇賀山

宇賀山

×知野唱二

新潟

萩原正行

和歌山

木村 清三

宇賀山

宇賀山

渡邊修三

重慶

坂内良策

新潟

木村 清三

宇賀山

宇賀山

古川完雄

佐賀

中東虎之丞

新潟

木村 清三

宇賀山

宇賀山

海老原誠

(舊姓名渡邊三郎)

江本兵二

富山

木村 清三

宇賀山

宇賀山

林振聲

臺灣

平田泰

群馬

木村 清三

宇賀山

宇賀山

西成貞作

秋田

江本兵二

富山

木村 清三

宇賀山

宇賀山

吉泉耕治郎 山形
中込 勇山梨 西村正治 東京 滿谷珠一 岡山
上村誠 一東京 小野塙 彌新潟 矢野(舊姓野澤)
森川政三 新潟 佐野文彥 小林 武崎玉 孟愛媛
關口廣司 長野 島水尾五月 廣島 松井 勝 桑嶋信 義福島
米山明愛知 塙水尾五月 廣島 方波見忠雄 芙城 大野開八埼玉 豊原一郎 宮城 岩下恭平
森川政三 新潟 佐野文彥 福岡 塙水尾五月 廣島 井勝 新潟 小林 武崎玉 孟愛媛
長沼鞆衛 新潟 三木嘉吉 德島 豊原一郎 宮城 高野勘藏 埼玉
齋藤茂長野 安達島次 新潟 謂川曉 神奈川 村上正人 三重
諸岡幸三郎 芙城 高山正鞆島根 上田三爾 新潟 石川武助 櫟木
太田啓造 秋田 富安義雄 愛知 前田三爾 新潟 準守約 岩手
細野六郎 群馬 寒川龜太郎 新潟 石原憲島根 上野貢福島
細野六郎 群馬 寒川龜太郎 新潟 石原憲島根 上野貢福島

大正五年五月卒業

(九十一名)

石黒芳雄 新潟	後藤六郎 長野	伊藤松治 秋田	菊地武男 新潟
高橋喜藏 宮城	河邊康一 埼玉	日下部保山形	
菅掛晋新潟	中村平藏 埼玉		
久保田龜之進 新潟	押田淳千葉		
加藤正夫 三重	高橋素雅 埼玉	岩間義定 山梨	
木村操平 新潟	中村瀧谷 康一	杉本豊松 石川	
鈴木眞平 福島	押田淳千葉	江坂百術 新潟	
杉山忠夫 德島	山田庄太郎 愛媛	笛田正數 関山	
宮田直七 兵庫	寛崎玉	五味淵秀 一柄木	
鈴木庄一 福島	岩谷行正 秋田	菜谷兵庫 福島	

荒木 磯次郎	島根	小 西	鈴 群馬	齋藤 興助	山形
×淺野 鎮一	愛知	竹之内 卉四郎	新潟	白井 銘二	三重
齋藤虎之助	山梨	大島 善平	栃木	渡部 三郎	山形
未盛	進廣島	平山 長藏	茨城	高橋 賢爾	新潟
西島	龍東京	鰐坂 穂積	鹿兒島	畔上 貴千葉	
太田	齋崎玉	伊藤 常一郎	三重	佐藤 雄次郎	新潟
櫻井 宗吾	茨城	森 茂	長野	北川 彌福井	
藤田 傳衛	栃木	永澤 一	新潟	梅田 市作	東京
丸岡 宗一郎	新潟	菅原 臣	宮城	黒川 憲	
關行	孝英城	大野 武司	茨城	坪谷 稔一	新潟
藤谷 虎雄	神奈川	鳥羽 鎮一郎	長野	田中 稔郎	新潟
日南田 鹿譽繁	富山	日下 龍治	三重	宮本 道夫	和歌山
飯谷 虎雄	新潟	德原 正種	福岡		
西郡省己	新潟	佐藤 雄次郎	新潟		
		北川 彌福井			
		梅田 市作	東京		
		黒川 憲			
		坪谷 稔一	新潟		
		田中 稔郎	新潟		
		宮本 道夫	和歌山		

大正六年五月卒業
(七十九名)

沓掛諒 新潟
吉川八郎滋賀
加藤義雄新潟

佐々木 寛埼玉
牛島友記富山

小倉孝道千葉
高崎貞蔵茨城
桑野浩新潟
山田哲雄大阪
遠山昇東京
金子俊祐山口
入澤謙策新潟
石川三郎栃木
遠山

菊池周藏岩手
新妻幸之助福島
小山諒宮城
田澤徳三東京
深野貞治新潟
賀島友井徳島
山川融岡山
揚緒州臺灣

小林茂吉埼玉
齋藤弘栢木
堀綱一京都
米良槌彌宮崎
中矢豊久愛媛
吹澤龍一福島
倉澤浩夫長野
市村浩長野

佐藤金一郎 秋田 宇井邦一 和歌山
 藍澤文藏 新潟 堀三造 岐阜 鈴木順泰 新潟
 稲葉周八 三重 澤田賢一 和歌山 中林久作 埼玉
 福島守男 青森 寺田廉靜 岡崎 真福井
 田宮高雄 新潟 木島元治 神奈川 北川真福井
 飯島元治 新潟 服部己作 福島 長谷田義平 富山
 齋藤實福島 豊田昨日 長野 柳澤賛治 長野 千葉常雄 東京
 赤羽貞一 長野 大林義男 愛知 柳澤一柳慎一郎 長野 潮尾辰雄 新潟
 新井尙治 埼玉 平島今朝義 宮崎 長谷川知雄 新潟
 園田千榮 北海道 前田穂愛知 長谷川知雄 新潟
 山口操 福島 鳴崎光若 長野 小野塚進 新潟
 水野立雄 静岡 日吉長十郎 静岡 青柳兼之介 茨城
 寺本太郎市 和歌山 島中諒雄 兵庫 水野立雄 静岡
 保國彥 鹿兒島 岩澤鴻二郎 茨城 早坂直衛 宮城
 五十嵐慎吉郎 新潟 松本肇 長野 渡邊朝一 福島
 水谷眞二 長野 黒須周作 榆木 金子釣 長野
 墓

細田周治 長野 野崎美雄 新潟 ×保國彥 鹿兒島
 大場辰之 茨城 小山田芳雄 秋田 岩澤鴻二郎 茨城
 ×佐藤辰雄 新潟 福井徳應 新潟 田中諒雄 兵庫
 別所芳之助 東京 福本威兵庫 松本健作 高知
 ×伊藤淳平 烏取 後藤一群馬 石田堅香川
 川原塚次 福井 武田一 福島 ×渡部傳三郎 福島
 太田敬三 東京 石野平 茨城 松本肇 長野
 原嶋三郎 茨城 齋藤時郎 秋田 早坂直衛 宮城
 高橋雅雄 長野 板倉信二 長野 黑須周作 榆木
 小出善次 東京 渡邊朝一 福島 金子釣 長野
 武田正己 東京 ×五十嵐慎吉郎 新潟 水谷眞二 長野
 墓 墓 墓 墓 墓 墓 墓 墓 墓 墓

大正七年五月卒業(八十二名)

一〇二

金井 泉	長野	櫻井 虎雄	群馬	井田 瑞春	新潟
坂内 宴次	福島	富所 三郎	新潟	小川 安二郎	新潟
高橋 喜一	栃木	松本 憲正	埼玉	赤井 貞一	新潟
清水 永	群馬	葛城 喜一	石川	松本 秀吉	埼玉
宮坂 英一	長野	久須美 震一	新潟	小林 延太郎	三重
横田 清	富山	梅田 薫	東京	矢高 東	長野
樺澤 畏	新潟	藤田 近二	福島	池口 與志夫	兵庫
森儀 四郎	佐賀	根岸 雄三	埼玉	岩城 恵伍	新潟
芦川 竹造	東京	花澤 久榮	新潟	大谷 信雄	茨城
丹羽 七次郎	新潟	鎌田 五郎	愛媛	不二崎 愛之輔	新潟
菊地 秀三	山形	村松 裕治	長野	内田 英富	埼玉
松浦 孝壽	富山	三枝 正孝	茨城	大谷 元治	埼玉
×				伊藤 俊治	秋田
薄場 武	宮城	吉田 未治	岐阜	山口 正平	新潟
三宅 文雄	群馬	吉田 信吉	新潟	長瀬 津一郎	新潟
野原 愛治	埼玉	古山 信吉	新潟	伊藤 俊治	秋田
西藤 至誠	滋賀	藤平 賀	晋	芳賀 恒	埼玉
前田 實	神奈川	山口 平野	新潟	藤恒	宮城
伊賀 貞二	石川	高井 正夫	群馬	茂奈良	新潟
種市 精一	岩手	鈴木 賢太郎	福島	青山 才治	群馬
木村 敬治	新潟	鈴木 賢太郎	福島	真保 敬三郎	新潟
甲斐 伊兵衛	宮崎	小澤 (舊姓櫻井)	千葉	久保文保	群馬
北條 年光	岡山	鈴木 京輔	千葉	前原 義行	岡山
張炎	長野	淺見 重規	新潟	海老原 久作	新潟
田中 恒		藤井 安司	群馬		
		西正	中石川		
		渡邊 由松	千葉		
		稻葉 健三郎	新潟		
		海老原 久作	新潟		

坂井 清三重
笠原久次郎 新潟

小田孝次郎 和歌山

和久惠吉 桧木
林炳 日朝鮮

落合房二郎 英城
細井政明 大分

大正八年五月卒業

(百六名)

古谷淳 英城
征谷鐵雄 新潟
田邊稔香 愛媛
中嶋宗貞 新潟
鈴田光家 東京
石田與吉 新潟
田中耕太 新潟

治 余右衛門 新潟
齋藤時雄 福井
本間正人 宮城
成田深雄 福島
佐藤文一 秋田
今井一郎 新潟
西廣瀬鐵也 新潟
元福島

關守 雄長野
土田哲太郎 秋田
北堀省吾群馬
原田三郎 山形
堀江正禮 秋田
小山正道 長野
金子孟 新潟

椎谷三郎 芙城
平塚俊亮 神奈川
中嶋義馬 長野
田淵平左衛門 鹿兒島
齊藤勤次郎 埼玉
森和雄愛媛
山代義雄 新潟
稻葉三喜雄 新潟
柳川宗造 榆木
眞鍋振治 長野
伊野良雄 新潟

服部圭介 岡山
上條癸 長野
高野良雄 新潟
船山賢栄木
佐藤高紹 長野
井上浩 新潟
桑名義廣 英城
齋藤富次郎 新潟
中田四郎 東京
川原文作 岩手
鎌田文材 千葉
岡田健茂 高知

田中詮 長野
長澤剛 埼玉
大塚虎吉 靜岡
岡本規矩太郎 愛媛
山田忠良 新潟
中山勝 東京
技並庄市 新潟
町田禾盛 群馬
渡邊正人 福島
川名精一千葉
神田豊作 新潟
青柳公千葉
三浦嵩儀 福島

河村長衛	新潟	仁平寛義	栃木	坪井清次郎	新潟
朝日最正	北海道	高橋敬三	新潟	石塚英太	茨城
三技		布施長三郎	新潟	佐々木善美	埼玉
林澄	臺灣	金子正作	栃木	永岡富太郎	奈良
原數馬	新潟	嶋太郎	福島	佐藤仙次	新潟
(舊姓增村)彬	新潟	菅野勳	東京	佐々木庸夫	岩手
高橋敬三	新潟	小川徹	新潟	野澤彥三郎	北海道
橋		菅野勳	平宮城	伊藤香山	山口
一迫直人	宮城	川村直二	鹿兒島	今川勇	群馬
田口義業	秋田	渡邊義孝	福井	瀧川浩一郎	長野
長谷川鬻	新潟	廣神伊藤群馬	福井	家田正榮	東京
近藤操	一群馬	齋藤一雄	宮崎	本多正榮	東京
田口義業	秋田	飯田文夫	山梨	大熊直俊	新潟
長谷川鬻	新潟	榎原乙四郎	新潟	千葉勝	岩手
佐々木善美	埼玉	神名川謙吾	宮城	大關孝市郎	新潟
木村泰宮城		須藤清太郎	石川	河合省三	福井
森蔚千葉		星野憲藏	群馬	金子康隆	新潟
佐藤永太郎	奈良	本間正雄	山形		
佐藤佐々木	新潟	渡邊押木	新潟		
木村佐々木	新潟	本間正雄	山形		
森蔚千葉		大竹郷三郎	新潟		
佐藤佐々木	新潟	大野長治	福島		
木村佐々木	新潟	和田常助	秋田		
森蔚千葉		和田修	三重		
佐藤佐々木	新潟	狩谷慶喜	茨城		

安樂傳壽 鹿兒島
三浦 寛千葉

荻原勝 北海道

×本山美貞 新潟

大正九年五月卒業

(九十四名) イロハ順

岩崎進栃木
伊藤政治新潟
飯田勝助山梨
本多末雄岩手
豊浦博雄神奈川
太田常助秋田
大野長治福島
和田修三重
狩谷慶喜茨城

岩城隆平東京
須藤清太郎石川
星野憲藏群馬
本間正雄山形
渡邊押木新潟
勝又敏彦宮城

×本山美貞 新潟

附錄 舊卒業生

吉積郁三郎 兵庫
孝橋清德 兵庫
×相馬安堵次郎 青森
成田昌經青森
中野太熊群馬
室月莊岩手
桑原健兒新潟
大和喜一郎宮城
布施千代雄山形
小林岸次郎栃木
小松原哲雄神奈川
阿部守栃木
高橋恭琦玉
高瀬伸東京
土屋忠良長野
中澤正則長野
上田實吉長野
山本善三郎新潟
柳下磨磋商北海道
見坊秀雄岩手
小岩井齋長野
古賀定福岡
小嶋英之助埼玉
赤羽清福島
高橋盛信茨城
田中七治新潟
塙本恒夫山形
中村恭夫千葉
南雲覺治新潟
梅澤武雄神奈川
矢野章吾靜岡
柳瀬茂七富山
古河千代美福島
小山榮吉新潟
小島元吉新潟
阿久津金市栃木

秋山學栃木
櫻井元重鳥根
目黒正武新潟
三河忠彦大阪
島田桂崎玉
新保忍新潟
廣川勇栃木
杉浦三郎山梨
鈴木直言山梨
澤口清福島
笠本修三秋田
水戸愛助宮城
皆川島二東京
新谷利吉石川
濫川敏男長野
平澤益吉東京
菅井正雄新潟
杉山光治神奈川
佐藤茂十郎長野
入澤(舊姓水下)保新潟
三輪徳定千葉
下井哲二郎三重
廣池文吉大分
師剛四郎宮城
須田秀孝福島
鈴木時之助千葉

大正十年五月卒業

(九十四名) イロハ順

岩田稔新潟

市川清治埼玉

今井義秀秋田

附錄 舊卒業生

今井 健明 宮城
石黒 元治 愛知
西村 定次郎 群馬
^x星 政之助 山形
小原 正生 北海道
岡部 連福島
若林 春治 新潟
梶井 豊明 山形
吉田 真夫 新潟
高垣 久米治 東京
田島 吉雄 群馬
中村 真金 榆木
内田 至 神奈川
本田 正知 新潟
堀村 三郎 新潟
小原 哲郎 岩手
岡村 三郎 新潟
渡邊 重吉 新潟
岡村 三郎 新潟
小原 哲郎 岩手
堀屋 碰山形
本田 正知 新潟
芋川 稔威 新潟
芋川 稔威 新潟
橋本 敬三 福島
細屋 研 新潟
千葉 齋助 岩手
小川 荣四郎 山形
石黒 忠義 新潟
橋本 敬三 福島
細屋 研 新潟
千葉 齋助 岩手
小黒信五郎 新潟
渡邊 策一 榆木
谷 烟圓 光榆木
金子 悟 新潟
高井 將治 新潟
長井 宏 新潟
井上 正明 新潟
平進 宮城
高橋 米田 長野
吉田 章也 鳥取
高橋 米田 長野
渡邊 策一 榆木
成田 貫一 青森
田澤 多七 青森
中山 又吉 新潟
大川 恭正 北海道
成田 貫一 青森
田澤 多七 青森
中山 又吉 新潟
大川 恭正 北海道
吉田 章也 鳥取
高橋 米田 長野
渡邊 策一 榆木
成田 貫一 青森
田澤 多七 青森
中山 又吉 新潟
大川 恭正 北海道

大塚 憲治 島取
柳澤 三男 福島
丸山 良八 新潟
益子 成徳 茨城
小林 忠治 山梨
近藤 雅平 静岡
安達 茂登一郎 新潟
齋藤 崑二 新潟
佐藤 榮栄 木
佐藤 雅平 岡
佐藤 廣一 新潟
佐藤 勇千葉
木村 義一 神奈川
三角 貞義 埼玉
深山 浩一 千葉
佐久間 太山 形
吉川 民雄 宮城
深山 浩一 千葉
佐久間 太山 形
眞田 寛 新潟
佐藤 宽 新潟
佐藤 不二夫 茨城
^(舊姓作山)
佐瀬 勇千葉
木村 義一 神奈川
篠田 毒青森
^x沓掛 吉夫 新潟
山岸彌太郎 新潟
布施 德衛 新潟
小松崎 寛 茨城
齋藤 精一 福島
青木 千尋 長野
近江 武夫 秋田
坂本 半次 埼玉
三條 英一 新潟
佐久間 龍吉 東京
三國 吉松 新潟
^x沓掛 吉夫 新潟
山岸彌太郎 新潟
布施 德衛 新潟
小松崎 寛 茨城
齋藤 精一 福島
青木 千尋 長野
近江 武夫 秋田
坂本 半次 埼玉
三條 英一 新潟
佐久間 龍吉 東京
三國 吉松 新潟

島津 賢六 新潟
霜鳥 喜逸 新潟
廣田 謙次郎 新潟
鈴木 一多 英城
鈴木 廣達 山形

式場 隆三郎 新潟
新 海 健山 梨
廣 川 護 新潟
×鈴木 友次郎 山形
鈴木 幸司 愛知

清水 義介 長野
廣川 護 新潟
森 仁 司 埼玉
鈴木 幸司 愛知

元新潟醫科大學附屬醫學專門部卒業生
大正十一年五月卒業 (九十三名) イロハ順

自大正十一年至大正十三年二百七十五名

伊藤 泰一 秋田 糸井 辨藏 榎木 五十嵐 菊雄 新潟
五十嵐 弘 新潟 伊積 政雄 新潟 稲見 光 榎木
今牧 甲子男 長野 池田 泰治 新潟 石田 忠治 福島
芳賀 由男 青森 ×橋田 永郷 福島 橋本 勝 新潟
西卷 精逸 新潟 洞口 周一郎 宮城 星加嘉明 愛媛

小川 熊雄 秋田 小川 正三 宮城 ×岡本 光正 高知
小野 恒雄 福島 小野 勇二 山梨 尾上 國雄 鹿兒島
若月 忠一 新潟 若名 東一千葉 渡邊 勳 山梨
和氣 劍木 加藤 信治 愛知 唐澤 武夫 茨城 加藤 錦吾 山形
吉田 民人 烏取 高橋 重信 茨城 田中 博愛 兵庫 高橋 直彌 宮城
高橋 重信 茨城 田口 精二 福島 玉井 純 榎木 上坂 長雄 新潟
田中 修二 新潟 田中 博愛 兵庫 田中 稔 長崎
竹内 健一郎 長野 瀧田 巍 岩手 田代 秋策 新潟 中川 兼良 新潟
塚谷 政一 石川 常松 武雄 烏根 中島 勝美 長野
中山 富雄 新潟 中込 亥之助 山梨 大峽 兵助 長野
中嶋 榮真 福島 大石 喜代 二 新潟 中島 勝美 長野
大木 菊次 榎木 桑山 高俊 新潟 山崎 忍 新潟

矢吹文彌 福島

真船國伊 福島

眞嶋衛 新潟

藤原一秋 田

藤田兒一 新潟

小林政英城 千葉

古城萬壽夫 大分

小島原將三 福島

中山九二新潟

相澤憲雄 新潟

淡島男四 群馬

古田幸三郎 新潟

青山京群馬

青山文雄 福井

×粟飯原巖 千葉

赤川春水 岩手

齋藤俊治 長野

青木孝一 神奈川

佐藤政男 宮城

佐藤正男 新潟

中島阿部 舊姓佐藤

佐藤秋義 大分

里見國治 栃木

齋藤虎二 新潟

佐野繁岐阜

木戸幾久男 埼玉

吉川杏一郎 新潟

菊地慶助 福島

木平忠夫 三重

坂本基兄 新潟

金城順綱 沖繩

宮坂茂助 長野

坂本基兄 新潟

本山茂 新潟

須賀博 栃木

吉川重治朗 新潟

飯島庄右工門 千葉

伊藤榮三重

鈴木定藏 福島

伊藤英治 新潟

伊藤聰宮城

伊藤遷三 岩手

今井義雄 新潟

岩間重通 東京

伊豫鐵臣 石川

石塚茂男 新潟

石本義太郎 新潟

石谷九左工門 兵庫

春山正一郎 埼玉

北條和達 新潟

萩原六郎 長野

渡邊福明 山梨

沖田重光 佐賀

大橋達一 新潟

鹿嶋五郎 新潟

奈良米吉 群馬

堺亮之助 新潟

大平武男 福島

渡部義夫 福島

若林俊一 福島

鎌田泰壽 福島

河越逸雄 福島

渡邊達郎 秋田

高橋喬吾宮城
田村義一郎茨城
×長山勇次埼玉
村山佐太郎長野
内海治市新潟
小倉茂雄新潟
葛野周一愛知
山田幸内新潟
増田良明茨城
福田宗雄群馬
小森谷美都二茨城
甲田彌知夫長野
有賀淳三郎長野
飯田卓男茨城
今井定治郎長野
池田義治新潟
鈴木潤福島
大正十三年三月卒業
(八十三名) イロハ順

高田武鳥取
塙原隆二栃木
×村山信繁高知
岡本重治山形
小原澤精群馬
桑嶋勉山形
山岸悌吉新潟
丸山豊吉新潟
福田義雄熊本
小嶋俊新潟
遠藤浩山形
青村鐵太郎青森
安藤卓也宮崎
田中藤一長野
成田勇次郎群馬
村上隆徳香川
岡安直治埼玉
尾崎一房大阪
山田信保福井
前田清美福島
小林俊秀大阪
×松本正道宮城
小岩井宗忠長野
遠藤博新潟
安藤卓也宮崎

安藤良次郎宮城
佐藤慎治新潟
佐々木秋夫群馬
齋藤豊治山形
北澤義東長野
宮嶋巖長野
皆川廣文福井
樋口政衛長野
鈴木潤福島
飯田卓男茨城
池田義治新潟
今井定治郎長野
大正十三年三月卒業
(八十三名) イロハ順

安澤龍詮新潟
佐藤佐與福島
齋藤俊夫青森
酒井一朗東京
宮崎金吾新潟
鹽田貢朽木
門馬清直福島
伊東秀雄福島
石橋無事大阪

有馬一雄大阪
佐藤博福島
齋藤正雄新潟
湯本眞佐男長野
皆川英信新潟
白井良榮新潟
鈴木藤十福島

石川	齊新潟	島野規矩平	新潟	濱野次郎	埼玉
西村嘉成	長野	西内泰藏	福島	洞口	茂宮城
本庄英雄	兵庫	岡崎俊彰	茨城	土橋	彰長野
岡崎俊彰	茨城	湧井豐平	新潟	桂重悌	新潟
本庄英雄	兵庫	加藤清吾	福島	柏瀨茂	枥木
西村嘉成	長野	福島	新潟	中達男	東京
西内泰藏	福島	新潟	東京	田中達男	東京
洞口	茂宮城	新潟	新潟	治之長崎	長崎
茂宮城	長野	新潟	群馬	竹内堅吉	群馬
彰長野	外山輝昌	新潟	新潟	和田弘一郎	新潟
長野	長野	新潟	新潟	小川皇郎	大分
外山輝昌	長野	新潟	新潟	大分	和田弘一郎
長野	長野	新潟	新潟	鷺澤顯良	新潟
長野	長野	新潟	新潟	影山武雄	德島
長野	長野	新潟	新潟	田原正人	長野
長野	長野	新潟	新潟	河邊正男	山口
長野	長野	新潟	新潟	田村弘造	新潟
長野	長野	新潟	新潟	成田彥榮	青森
長野	長野	新潟	新潟	田村慎治	新潟
長野	長野	新潟	新潟	竹内慎治	新潟
長野	長野	新潟	新潟	植杉守之助	兵庫
長野	長野	新潟	新潟	大野徹	埼玉
長野	長野	新潟	新潟	成田彥榮	青森
長野	長野	新潟	新潟	高橋亮之助	北海道
長野	長野	新潟	新潟	種市精志	岩手
長野	長野	新潟	新潟	竹村太郎	秋田
長野	長野	新潟	新潟	永田彦四郎	滋賀
長野	長野	新潟	新潟	井上清文	福島
長野	長野	新潟	新潟	大久保文之助	秋田
長野	長野	新潟	新潟	矢嶋富	新潟
長野	長野	新潟	新潟	牧野内良	長野
長野	長野	新潟	新潟	山田保定	福井
長野	長野	新潟	新潟	佐瀬恒夫	福島
長野	長野	新潟	新潟	北澤克郎	長野
長野	長野	新潟	新潟	里見勘四郎	宮城
長野	長野	新潟	新潟	佐瀬恒夫	福島
長野	長野	新潟	新潟	北澤克郎	長野
長野	長野	新潟	新潟	青柳繁長	長野
長野	長野	新潟	新潟	福村亮藏	三重
長野	長野	新潟	新潟	松嶋秀雄	東京
長野	長野	新潟	新潟	山本敬一	宮城
長野	長野	新潟	新潟	山田和夫	長野
長野	長野	新潟	新潟	窪田和夫	長野
長野	長野	新潟	新潟	窪田和夫	長野
長野	長野	新潟	新潟	増田喬千葉	千葉
長野	長野	新潟	新潟	増田喬千葉	千葉
長野	長野	新潟	新潟	松平基壽	岐阜
長野	長野	新潟	新潟	小林寅次郎	茨城
長野	長野	新潟	新潟	姉齒房雄	宮城
長野	長野	新潟	新潟	安宅博惠	新潟
長野	長野	新潟	新潟	五月女善四郎	栃木
長野	長野	新潟	新潟	北村良美	長野
長野	長野	新潟	新潟	下田伯一	宮城
長野	長野	新潟	新潟	杉山增造	岐阜
長野	長野	新潟	新潟	嶋田豊次郎	北海道
長野	長野	新潟	新潟	三村良美	長野
長野	長野	新潟	新潟	關谷榮三郎	新潟
長野	長野	新潟	新潟	須藤惣	岩手

大正十四年八月十五日印刷
大正十四年八月二十日發行

編纂兼發行者 新潟醫科大學

印 刷 者

小 林 二 郎

新潟市東中通一番町

印 刷 所

小 林 活 版 所

新潟市東中通一番町

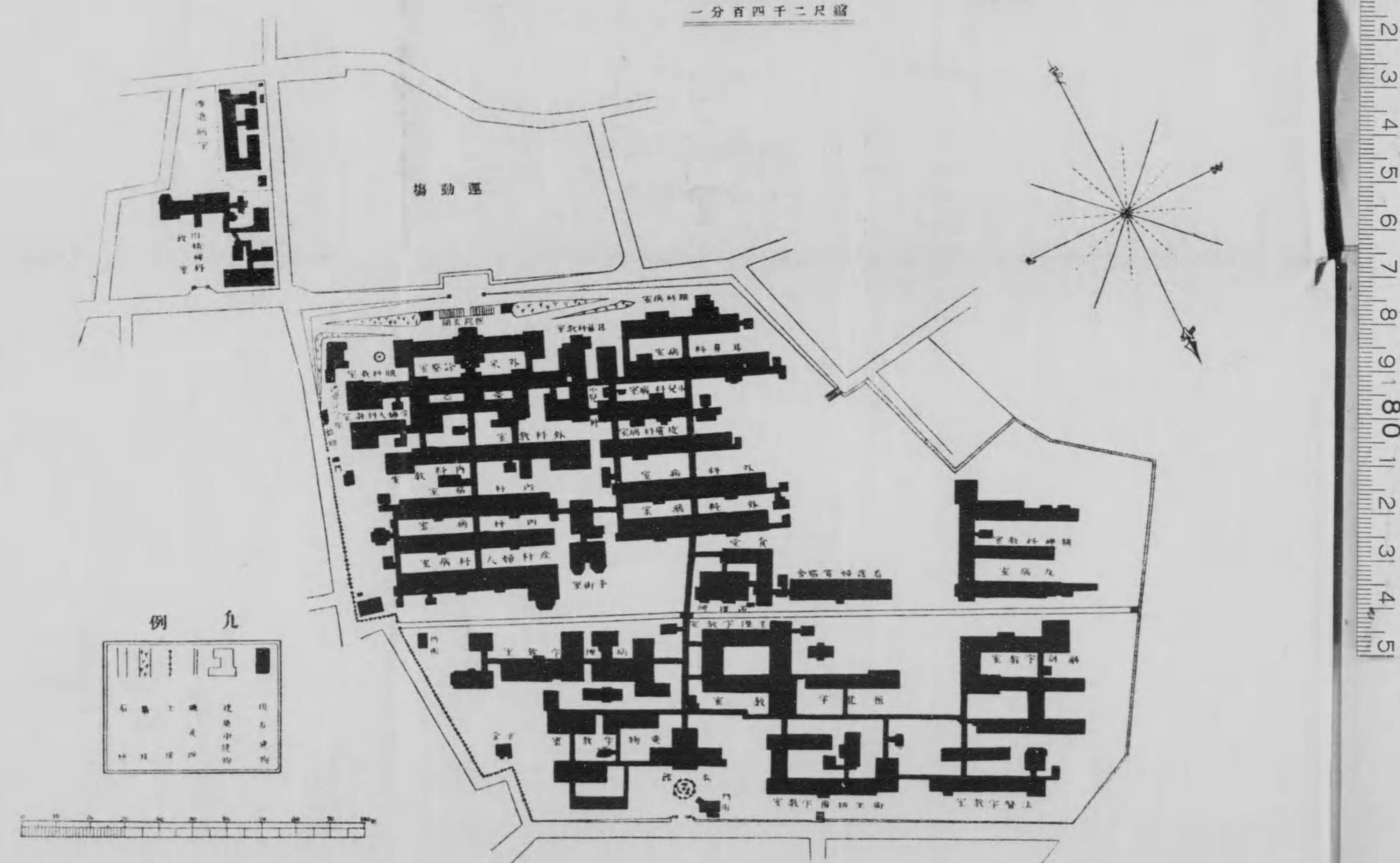
申 暫 領 小 船 舊
摩 開 者 小 船 二

跳繩張發司管 摩 開 磨 桂 大 堪

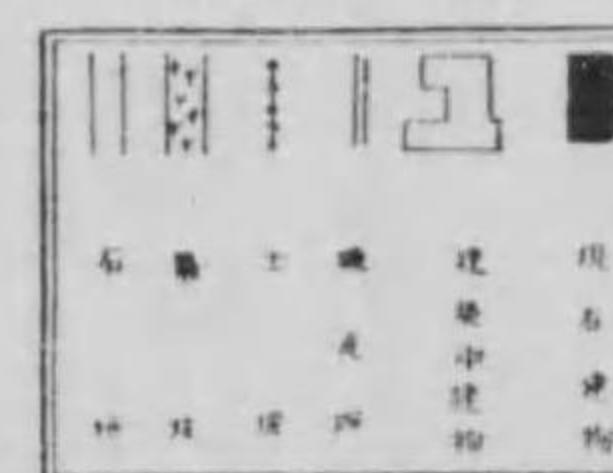
大五十門平八尺二十日發行

大五十門平八尺十五日四炮

一分百四十二尺縮



例九



0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

勾五合五坪三十二百五萬零一數坪地數
才九勾五合四坪九百七千八數坪地數現

(度年四十正大) 圖面平學大科醫渴新

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 8 0 1 2 3 4 5

大井櫻酒



267

加羅
8

終

